

香取の障がい者と雇用



～香取の年輪ネットワーク創り～
第35号（令和2年12月1日発行）

社会福祉法人ロザリオの聖母会
障害者就業・生活支援センター
香取就業センター
発行責任者:岡澤 和則

〒287-0101
千葉県香取市高萩 1100-2
TEL:0478-79-6923
FAX:0478-75-1688
Eメール:katori-sc@rosario.jp



就業支援者養成セミナーについて

8月22日（土）就業支援者養成セミナーを開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、WEB開催としましたが、多くの事業所の方々にご参加いただきました。ありがとうございました。

今回は、企業アンケートの報告後、「エントリーシートの作成について」お伝えさせていただきました。対象者の障害特性や配慮事項の情報を企業へどこまでどのように伝えるかや、就労アセスメントのポイント等、意見交換を行いながら学ぶ機会となりました。

私たちが含め、今後も活動圏域における就労支援機関の資質向上を目指して取り組んでいければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

企業向け見学相談会について

10月26日（月）障害者就労促進チャレンジ事業企業向け見学相談会を開催しました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、WEB開催としました。今回は、株式会社日本オフィスオートメーション香取リサイクル工場様にご協力いただき、工場で働く障害のある方々について、働く側・雇用する側双方のお話を伺いました。働く上で大事なことや支援する上で大事なこと、また、採用時・採用後に難しかったことや配慮していること等、具体的なエピソードを基にお話いただいたことで、実際に雇用する際のイメージをもちながら考える機会になったのではないかと思います。香取就業センターの職員も障害者雇用を行っている企業ご担当者様のお話から学ばせていただきました。



見学相談会の様子



日本オフィスオートメーション

今回、香取CCC様のご協力を得て、企業向け見学相談会を開催し、就労準備支援事業についての情報提供をいただきました。

～「就労準備支援事業」とは？～

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、

就労の状況・心身の状況・地域社会との関係性・その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方を対象とした事業です。

はたらくための基礎能力が得られるよう支援します。

対象となる方が、安定的な就労に就き、困窮した状態から抜け出すことを目的としています。

法定雇用率の引き上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日より以下のとおり引き上げになります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

▲留意点▲：対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▷従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆様は特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、事業主には以下の義務があります。

◇毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告する。

◇障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努める。

新任職員紹介

10月より、新職員として、香取弘行、櫻井寿人の2名が着任いたしました。香取は生活支援担当（新型コロナウイルス感染症対策での着任の為、令和3年3月までの期限付き職員）、櫻井は企業支援員として活動してまいります。よろしくお願いいたします。



10月より着任しました香取と申します。
精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



10月より着任しました櫻井と申します。
いつまでも初心を忘れずに取り組んでいきます。よろしくお願いいたします。



よろしくお願いいたします！

【お問い合わせ】

社会福祉法人ロザリオの聖母会
障害者就業・生活支援センター 香取就業センター

〒287-0101 千葉県香取市高萩 1100-2
TEL: 0478-79-6923 FAX: 0478-75-1688
Eメール: katori-sc@rosario.jp